

滋賀県公報

平成 27 年 (2015 年) 3 月 13 日 号 外 (2) 金曜 日

毎週月・水・金曜 3回発行

次

○ 監査委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告......1 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....5

監 委 告 査 員 公

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第4項の規定に基づき執行した平成26年度を対象年度とする定 期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年3月13日

滋賀県監査委員 西 村 久 子 平 居 新司郎 IJ 山 田 IJ 実 谷 口 日出夫

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
消防学校	平成27年1月20日
消費生活センター	平成27年2月23日
近代美術館	平成27年2月23日
男女共同参画センター	平成27年2月23日
政策研修センター	平成27年2月23日
琵琶湖環境科学研究センター	平成27年2月23日
琵琶湖博物館	平成27年2月23日
南部流域下水道事務所	平成27年2月23日
北部流域下水道事務所	平成27年1月9日
精神保健福祉センター	平成27年2月23日
食肉衛生検査所	平成27年2月23日
動物保護管理センター	平成27年2月6日
中央子ども家庭相談センター	平成27年1月26日
彦根子ども家庭相談センター	平成27年2月23日
平和祈念館	平成27年2月23日
衛生科学センター	平成27年2月23日
リハビリテーションセンター	平成27年2月23日
近江学園	平成27年2月23日
総合保健専門学校	平成27年2月23日
看護専門学校	平成27年1月27日
淡海学園	平成27年2月10日
計量検定所	平成27年2月23日
工業技術総合センター	平成27年2月23日

報

東北部工業技術センター 高等技術専門校 病害虫防除所 家畜保健衛生所 農業技術振興センター 畜産技術振興センター 水産試験場 芹谷地域振興事務所 北川水源地域振興事務所 総合教育センター びわ湖フローティングスクール 図書館 河瀬中学校 守山中学校 水口東中学校 膳所高等学校 大津清陵高等学校 堅田高等学校 東大津高等学校 北大津高等学校 大津高等学校 石山高等学校 瀬田工業高等学校 瀬田高等学校 大津商業高等学校 彦根東高等学校 河瀬高等学校 彦根西高等学校 彦根工業高等学校 彦根翔陽高等学校 長浜高等学校 長浜北高等学校 虎姫高等学校 伊香高等学校 長浜農業高等学校 長浜北星高等学校 八幡高等学校 八幡工業高等学校 八幡商業高等学校 草津東高等学校 草津高等学校 玉川高等学校 湖南農業高等学校 守山高等学校 守山北高等学校 栗東高等学校 国際情報高等学校 水口高等学校 水口東高等学校 甲南高等学校

平成27年2月23日 平成27年1月13日 平成27年2月23日 平成27年2月23日 平成27年2月23日 平成27年2月23日 平成27年2月23日 平成27年2月23日 平成27年1月22日 平成27年2月23日 平成27年2月3日 平成27年1月30日 平成27年1月23日 平成27年1月29日 平成27年2月23日 平成27年2月23日 平成27年2月23日 平成27年1月19日 平成27年2月23日 平成27年2月23日 平成27年2月23日 平成27年2月23日 平成27年2月23日 平成27年2月23日 平成27年2月23日 平成27年2月23日 平成27年1月23日 平成27年2月23日 平成27年2月23日 平成27年1月9日 平成27年1月27日 平成27年2月23日 平成27年2月23日 平成27年2月2日 平成27年2月23日 平成27年1月27日 平成27年2月9日 平成27年2月23日 平成27年2月9日 平成27年2月23日 平成27年2月23日 平成27年2月23日 平成27年2月23日 平成27年1月29日 平成27年2月23日 平成27年1月30日 平成27年2月23日 平成27年2月23日 平成27年2月23日 平成27年2月23日

信楽高等学校	平成27年2月23日
野洲高等学校	平成27年2月6日
石部高等学校	平成27年 1 月26日
甲西高等学校	平成27年 2 月23日
高島高等学校	平成27年1月22日
安曇川高等学校	平成27年1月19日
八日市高等学校	平成27年2月23日
能登川高等学校	平成27年 2 月23日
八日市南高等学校	平成27年 2 月23日
伊吹高等学校	平成27年1月13日
米原高等学校	平成27年 2 月23日
日野高等学校	平成27年2月10日
愛知高等学校	平成27年2月23日
盲学校	平成27年 2 月23日
· 聲話学校	平成27年2月23日
北大津養護学校	平成27年 2 月23日
鳥居本養護学校	平成27年2月23日
長浜養護学校	平成27年2月23日
長浜高等養護学校	平成27年1月27日
草津養護学校	平成27年2月3日
守山養護学校	平成27年2月23日
甲南高等養護学校	平成27年2月23日
野洲養護学校	平成27年2月23日
三雲養護学校	平成27年 1 月26日
新旭養護学校	平成27年 2 月23日
八日市養護学校	平成27年1月20日
愛知高等養護学校	平成27年 2 月23日
甲良養護学校	平成27年1月23日
大津警察署	平成27年1月16日
草津警察署	平成27年 2 月23日
守山警察署	平成27年1月29日
甲賀警察署	平成27年2月23日
近江八幡警察署	平成27年 2 月23日
東近江警察署	平成27年 2 月23日
彦根警察署	平成27年2月5日
米原警察署	平成27年2月23日
長浜警察署	平成27年2月23日
木之本警察署	平成27年 2 月23日
高島警察署	平成27年 2 月23日
大津北警察署	平成27年 1 月 16日
(注) 平成27年2月23日の監査執行は書面監査による。	

(注) 平成27年2月23日の監査執行は書面監査による。

2 監査の結果

(1) 指摘事項

中央子ども家庭相談センター

職員の不注意による公用車の事故(過失割合未確定)が発生し、公用車が損傷し、相手側に損害が発生している。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

彦根子ども家庭相談センター

職員の不注意による公用車の事故が3件(県過失割合100%)発生し、保険を含めて2,430,024円が支払われ

ている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

大津警察署

職員の不注意による公用車の事故が3件(県過失割合100%)発生し、保険を含めて837,808円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

(2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意すべきものとして指導した事項は次のとおりである。

- (7) 収入関係(11件)
 - ・調定時期が遅延しているもの(大津清陵高等学校、水口東高等学校)
 - ・その他収入に係る事務が適当でないもの(瀬田工業高等学校)
 - ・使用料等について収入未済の解消を求めるもの (近江学園、北大津高等学校、瀬田高等学校、八幡工業高等学校、石部高等学校)
 - ・現金の保管方法等に適切を欠くもの(長浜北高等学校、草津東高等学校、野洲養護学校)
- (4) 支出関係(4件)
 - ・執行伺が適正でないもの(北大津高等学校、伊香高等学校)
 - ・資金前渡金の取扱いが適正でないもの (愛知高等養護学校)
 - ・支出方法等が適当でないもの(工業技術総合センター)
- (ウ) 契約関係 (12件)
 - ・仕様書の積算誤りがあるもの

(膳所高等学校、石山高等学校、大津商業高等学校、守山高等学校、米原高等学校)

- ・ 予定価格が適正に作成されていないもの (動物保護管理センター)
- ・その他契約に係る事務処理が適当でないもの(玉川高等学校)
- ・契約変更が適期適切に処理されていないもの (河瀬高等学校)
- ・検査・検収が適正になされていないもの (畜産技術振興センター、北大津高等学校、安曇川高等学校、新旭養護学校)
- (エ) 財産関係(47件)
 - ・物品の適正な管理を求めたもの

(水口東中学校、大津商業高等学校、彦根工業高等学校、長浜北高等学校、栗東高等学校、甲南高等学校、 信楽高等学校、甲西高等学校、野洲養護学校、甲良養護学校)

・不用決定、処分の手続が適正でないもの

(琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、食肉衛生検査所、淡海学園、北大津高等学校、石山高等学校、瀬田工業高等学校、瀬田高等学校、河瀬高等学校、長浜農業高等学校、八幡高等学校、八幡工業高等学校、栗東高等学校、石部高等学校、甲西高等学校、高島高等学校、八日市高等学校、伊吹高等学校、米原高等学校、愛知高等学校、長浜養護学校、草津養護学校、東近江警察署)

- ・その他物品の適切な管理を求めたもの (琵琶湖博物館)
- ・公用車の事故の防止を求めたもの

(琵琶湖博物館、衛生科学センター、工業技術総合センター、農業技術振興センター、草津警察署、守山警察署、甲賀警察署、近江八幡警察署、東近江警察署、彦根警察署、木之本警察署、高島警察署、大津北警察署)

③ 留意事項

上記に掲げる事項以外で注意を要するものとした事項は次のとおりである。

- (7) 収入関係(7件)
 - ・調定誤りがあるもの(家畜保健衛生所、長浜北高等学校)
 - ・調定時期が遅延しているもの(草津高等学校)
 - ・授業料等について収入未済の解消を求めるもの

(中央子ども家庭相談センター、彦根子ども家庭相談センター、総合保健専門学校、安曇川高等学校)

- (4) 支出関係(43件)
 - ・支出額を誤っているもの (野洲養護学校)
 - 諸手当の支給を誤っているもの

(琵琶湖環境科学研究センター、精神保健福祉センター、彦根子ども家庭相談センター、平和祈念館、総合保健専門学校、高等技術専門校、家畜保健衛生所、びわ湖フローティングスクール、図書館、堅田高等学校、北大津高等学校、大津高等学校、石山高等学校、瀬田高等学校、大津商業高等学校、彦根工業高等学校、長浜高等学校、長浜北高等学校、虎姫高等学校、伊香高等学校、長浜農業高等学校、長浜北星高等学校、八幡高等学校、湖南農業高等学校、国際情報高等学校、信楽高等学校、野洲高等学校、高島高等学校、安曇川高等学校、八日市南高等学校、米原高等学校、愛知高等学校、聾話学校、長浜養護学校、三雲養護学校、八日市養護学校、愛知高等養護学校、大津警察署、米原警察署)

- ・旅費の支給を誤っているもの(大津商業高等学校、彦根翔陽高等学校、伊香高等学校)
- (4) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導・留意すべき事項は認められなかった。

3 意見

平成27年1月9日から平成27年2月23日までの間に実施した113機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 入学定員の確保と学生生活の充実について(総合保健専門学校、看護専門学校)

高齢者人口が増加し、医療・介護サービスの要請が増大する中、看護職員の需要はさらに増加すると見込まれ、 県においては看護職員の養成や確保に向け、鋭意取り組んでいるところである。

県立の看護師養成機関としては、県南部の守山市に総合保健専門学校と北部の長浜市に看護専門学校を設置し、 看護師の養成に努めてきたところである。

しかし、近年、大学の看護学科の開設が増加する中、県立の看護学校の入学者は定員に満たない状況が続いて おり、将来の在り方も含め十分検討すべきと考える。

当面は、県立看護学校の入学者を確保するために、授業だけでなく、例えば、課外活動としてのスポーツ、文化などの取組や学生に対するカウンセラーの配置を行うなど、大学に負けない、より魅力ある学生生活が送れるような検討を図られたい。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成27年3月13日

 滋賀県監査委員
 西 村 久 子

 " 平 居 新 司 郎

 " 山 田 実

 " 谷 口 日 出 夫

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監查執行対象機関名	湖北森林整備事務所
監查執行年月日	平成26年 6 月26日
監查結果報告年月日	平成26年9月5日
監査の結果	

職員の不注意による物品(GPS端末)の亡失が認められたので、今後は物品の適切な管理に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

物品の紛失事故後、現場や公用車等を捜しましたが、発見には至りませんでした。警察へ遺失物届も出しましたが、現在も見つかっておりません。備品は県の財産であることを改めて全ての職員に周知し、物品の適切な管理に努めます。

また、今回事案の再発防止策として、GPS端末にストラップを取り付けることにより紛失防止に努めています。

監查執行対象機関名	湖東健康福祉事務所
監査執行年月日	平成26年5月16日・7月7日
監査結果報告年月日	平成26年9月5日
監 査 の 結 果	

生活保護費返還金について、平成26年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ812,117円増加し、1,552,115円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

平成26年4月末日現在の収入未済額1,552,115円について、未納者に対し、書面、電話や訪問による督促を 行った結果、平成27年2月5日に20,000円を収納することができた。

残る未済額1,532,115円についても、引き続き債務者への面談を通して粘り強い納入指導を引き続き行っていく。

また、適宜の家庭訪問等に基づく生活実態や収入状況を把握し、自立支援を行うことにより、新たな収入未済の発生防止に努めている。

監查執行対象機関名	湖北健康福祉事務所
監查執行年月日	平成26年5月26日・7月7日
監査結果報告年月日	平成26年9月5日
監査の結果	

生活保護費返還金について、平成26年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ679,211円増加し、9,439,823円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

平成26年4月末日現在の収入未済額9,439,823円について、未納者に対し、書面、電話や訪問による督促を 行った結果、84,627円を収納することができた。

残る未済額9,355,196円(平成27年1月末現在)についても、債務者への面談を通して粘り強い納入指導を引き続き行っていく。

また、適宜の家庭訪問等に基づく生活実態や収入状況を把握し、自立支援を行うことにより、新たな収入未済の発生防止に努めていく。

監査執行対象機関名	甲賀農業農村振興事務所
監查執行年月日	平成26年6月23日
監査結果報告年月日	平成26年9月5日
監 査 の 結 果	

職員の不注意による公用車の事故(県過失割合100%)が発生し、301,476円が支払われているほか、相手方に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

当事務所の業務は現場活動が主体で、交通手段として公用車等を利用する機会が多く、安全運転に対する意 識喚起、啓発に努めていたところである。事故発生後は職場研修を開催し、職員によるヒヤリ・ハット事例や 再発防止策を話合うなどして安全運転の徹底を図った。

また、朝礼等の機会をとらえた安全運転の注意喚起、事故発生時の連絡体制と緊急対応図の各車配備、「安全運転心得」シートの作成と課内への掲示等を行った。

さらに、春・秋の全国交通安全週間には、朝の通勤時に課員が事務所付近の交差点に立ち、啓発用具を用いた交通安全のPR活動を行い、朝礼で状況を報告することにより、職員自らの安全意識を高めるようにした。 今後とも、交通安全PR活動をはじめ、様々な機会をとらえて安全運転に対する職員の意識を高め、交通事故の未然防止と車両の適切な管理に努めるとともに、万一事故が発生した後の適切な対応に努めていく。

監査執行対象機関名	大津土木事務所
監查執行年月日	平成26年 6 月19日

監査結果報告年月日 平成26年9月5日

監査の結果

職員の不注意による公用車の事故(県過失割合100%)が発生し、752,157円が支払われている。今後は事故 防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

公用車による事故の防止については、従前から、交通事故防止講習会への参加や所内研修会などを通じ職員の注意喚起を図ってきたところです。

指摘事項となった事故発生後、現在までに所内で3回の職場研修を実施し、また交通事故防止講習会へも職員を参加させて、職員の安全運転の意識向上を図りました。

今後とも、職員常会等を通じ、交通法規の遵守とともに公私の別なく常に安全運転に努めるよう指導、啓発を行っていきます。また、公用車の適切な管理にも努めます。

監查執行対象機関名	湖東土木事務所
監查執行年月日	平成26年6月17日
監査結果報告年月日	平成26年9月5日
監査の結果	

河湖占用料等について、平成26年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ321,986円増加し、1,098,725円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

平成26年4月末現在の収入未済額1,098,725円については、平成27年1月末現在、回収には至っておりません。

これまでの取り組みとして、未納者の預貯金調査を行うとともに、未納者宅を訪問し納付促進に努めてきました。

大口未納者に対しては、その預貯金を差押さえるなどの税外未収金対策による公金の債権回収業務の手続き 方策を検討し、可能なかぎりの預貯金・不動産調査を行った結果、差押え可能な金融・不動産財産が無いこと が判明しました。

また、この大口未納者から、分納により支払う旨の誓約書が提出されていましたが、現在、この大口未納者 の諸事情により、事業継続が不安定な状態となっており、分納も履行されていません。

しかし、この大口未納者は、今なお、返済の意思表示をしております。

このようなことから、今後も引き続き未納者宅を訪問し、本人の状況を注視しつつ、誓約書の履行を促し、納付促進に努めます。併せて、関係機関と協議し、税外未収金対策による公金の債権回収業務の手続きを別途検討します。

監查執行対象機関名	高島土木事務所
監查執行年月日	平成26年 6 月13日
監査結果報告年月日	平成26年9月5日
監 本の は 里	

- (7) 河湖占用料について、平成26年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ2,262,700円増加し、4,585,000円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
- (4) 職員の不注意による公用車の事故が2件(県過失割合100%)発生し、保険により609,450円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

(7) 河湖占用料の収入未済額4,585,000円のうち、1者11,000円については、平成26年6月2日に完納されました。

残り1者4,574,000円については、従前より督促状の送付や財産調査を行うとともに、戸別訪問等により継続して納付指導や、今後の未納の縮減のため、占用廃止等を指導しているものの、納付や占用廃止等には至っていません。

今後も、引き続き粘り強く納入指導等を行っていきます。

号外(2)

また、他の占用料の収入についても、新たな収入未済の発生防止に努めていきます。

(4) 公用車による交通事故防止については、交通事故防止講習会への参加や、関係通知等を所員に周知するな ど、交通ルールの遵守や安全運転の意識を高めるよう努めてきた。事故発生後においても、交通安全にかか る職場研修を実施し、職員に対し一層の安全運転の徹底を図ったところです。

今後とも、交通事故防止の注意喚起と周知徹底を図るため、所属職員に対し職場研修を実施するとともに、 交通法規の遵守、安全確認、安全運転を呼びかけ、交通事故防止と車両の適切な管理に努めていきます。

監查執行対象機関名	総務部総務事務・厚生課
監查執行年月日	平成26年8月18日
監査結果報告年月日	平成26年11月25日
監査の結果	

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成8年1月から正当支給額を上回って支給され、834,120円 が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

通勤手当の支給において、駐車場利用に係る加算措置での認定を誤り、過払いとなっている支給額を5年間 に遡り330,120円の戻入措置を行い、平成26年9月8日に完納した。

今後は通勤手当の認定に際しては、通勤届に記載されている通勤経路および最短距離の確認を徹底し、認定 誤りのないよう適正な事務の執行に努める。

監查執行対象機関名	総務部財政課
監查執行年月日	平成26年7月10日
監査結果報告年月日	平成26年11月25日
監査の結果	

普通財産貸付料収入について、平成26年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ287,004円増加し、 1,435,020円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努めら れたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

収入未済となっている普通財産貸付料収入は、個人に対する住宅用敷地の貸し付けによるもので、平成21年 度に滞納が発生してからは、借受人と接触できない状況が続いていた。

このため、民事訴訟法に基づく支払督促により勝訴判決と同様の効力を有する債務名義を取得し、大津地方 裁判所へ強制執行(動産執行)を申し立て、平成25年4月26日には裁判所執行官が借受人の自宅へ解錠立入さ れたが、差し押さえるべき財産は発見できず執行不能となった。

強制執行(動産執行)実施時には借受人と接触できたものの、その後は連絡がとれない状況が続いている。 現在は、収入未済の早期解消のため文書・電話による催告、自宅訪問により借受人との接触に努めているほ か、動産以外の強制執行の可能性について検討している。

監查執行対象機関名	琵琶湖環境部循環社会推進課
監査執行年月日	平成26年7月17日
監査結果報告年月日	平成26年11月25日
監査の結果	

行政代執行にかかる弁償金について、平成26年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ702,629,042円 増加し、817,121,175円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防 止に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

本件収入未済は、2件の行政代執行に係る弁償金であり、前年同期に比べて収入未済額が増加しているのは、 平成22年から実施している行政代執行事案について、平成25年度に法人(現在は破産手続終了により消滅)お よび元代表取締役に対し、追加の納付命令を発出したためである。元代表取締役については、任意の分割納付 により平成27年1月末までに10万円を収納することができた。

また、平成27年1月23日付けで元役員2名に対し、上記と同様の内容で新たに納付命令を発出したが、納期

限内に納付がなかったため、今後、元代表取締役を含め、財産調査を行った上で強制徴収を行うこととし、鋭 意回収に努める。

もう一方の案件については、行為者および土地所有者に分割納付誓約書を提出させて、あるいは覚書を締結して債務の履行を求めるとともに、居所が不明であった行為者1名に対して財産調査を行い、預金の差押えを行ったところであり、平成27年1月末までに5,489円を収納することができた。

また、別件で服役中であった行為者1名が出所したことから、改めて覚書を締結し、分割納付の確約を取り付けた。今後も、納付が途絶えている行為者等に対して、訪問催告等により納付を促すとともに、差押え等の滞納処分も視野に鋭意回収に努める。

監查執行対象機関名	土木交通部流域政策局
監查執行年月日	平成26年8月29日
監査結果報告年月日	平成26年11月25日
監査の結果	

河川生産物採取料において、平成26年5月末日現在、207,249円の収入未済が発生しているので、速やかな収納に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

平成26年5月末日現在の収入未済額207,249円について、未納者宅を訪問し督促状を手渡すなど納付促進に努めてきたが、現在も未納となっている。

今後も未納者に対し粘り強く納付指導を行い、早期収納に努めていく。

監查執行対象機関名	教育委員会事務局学校教育課
監查執行年月日	平成26年8月11日
監査結果報告年月日	平成26年11月25日
監査の結果	

高等学校奨学資金貸付金の返還金等については、未収金回収に向けた取組を進められたものの、平成26年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ2,434,739円増加し、163,411,635円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

貸付時や貸付終了時に、奨学生に対し債務者として返還義務があることを周知して返還意識の向上を図るとともに、日々の債権管理をきめ細かく行い、滞納者に対して早期に催告を実施することで滞納額の増加に歯止めをかけることや、全庁をあげた債権回収の仕組みや司法制度を活用するなどし、収入未済の解消に向けた取組を進めている。

平成26年度においても前年度並み (現年度の調定額に対する収納率 平成24年度:74.8%、平成25年度:82.7%)の回収実績が見込まれ、更なる収納率の向上に向けて、今後も引き続き、きめ細かな債権管理と粘り強い納付催告を徹底していくこととしたい。

監查執行対象機関名	教育委員会事務局人権教育課
監査執行年月日	平成26年7月14日
監査結果報告年月日	平成26年11月25日
監査の結果	

地域改善対策修学奨励資金貸付金について、平成26年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ13,351,834円増加し、112,803,837円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

収納促進については、関係市町教育委員会を訪問し、個々の債務者の実情に照らした継続的な返還指導について引き続き依頼した。

債務者に対しては、文書による督促や電話等による説明を行い、併せて、返還が困難な者にはその事情に応じて分割納付の指導などを行った結果、平成27年1月末日現在で3,715,174円を収納した。

また、新たな収入未済の発生防止に向けては、債務者に対して機会あるごとに返還義務があることについて

周知に努めるとともに、適切かつ無理のない返還計画が作成されるよう、関係市町教育委員会の協力を得ながら個別指導に努めた。

監查執行対象機関名	人事委員会事務局
監查執行年月日	平成26年7月15日
監査結果報告年月日	平成26年11月25日
監査の結果	

職員の不注意による公用車の事故(県過失割合100%)が発生し、保険を含めて1,488,748円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適正な管理に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

公用車による交通事故防止については、交通事故防止講習会への参加や、関係通知を職員に周知するなど、 交通ルールの遵守および安全運転の意識を高めるよう努めてきたが、事故発生後においても、速やかに職場研修を開催し、職員によるヒヤリ・ハット事例や再発防止策の話し合いを実施するなど、安全運転のさらなる徹底を図った。

今後とも、交通事故防止の注意喚起と周知徹底を図るため、交通事故防止講習会へ欠かさず参加するとともに、所属職員に対し定期的に交通法規の遵守、安全確認、安全運転を呼びかけ、交通事故防止と車両の適正な管理に努めていく。

監查執行対象機関名	警察本部
監查執行年月日	平成26年8月28日
監査結果報告年月日	平成26年11月25日
監査の結果	

職員の不注意による公用車の事故4件(県過失割合100%)が発生し、732,232円が支払われている。今後は 事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。(機動警察隊)

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

公用車による交通事故を防止するため、年間を通じての運営重点目標の項目に「職員交通事故防止対策の推進」を掲げ、乗車時における注意喚起、職員の体調把握等を徹底するとともに、運転技能検定・訓練等による指導・教養を有効に活用するなど、次のような取組を実施して交通事故の防止を図っている。

- (1) 交通事故の態様や原因により、必要に応じ該当所属の責任者等を本部に招致して本質的な事故原因を究明するとともに、同乗者の注意喚起、上司等の事前指導の状況等についても検証し、その結果を他の所属に対して周知するなどの注意喚起を行い、同種事故の未然防止を図っている。
- (2) 交通事故の当事者となった職員については、事故の態様等に応じ滋賀県警察自動車運転技能検定等に関する訓令に基づいて、公用車の運転に必要な運転技能検定の級位認定の取消措置等を行うとともに、自動車運転技能訓練に優先して参加させるなど、職員の運転技能および安全意識の向上に努めている。
- (3) 助手席同乗者の責務を明らかにするために作成した「助手席同乗者マニュアル」を職員に配付のうえ指導し、運転者と助手席同乗者が一体となって、公用車の交通事故防止と交通法令遵守を図っている。
- (4) 交通事故事例を題材にしたグループ別検討会の実施や各所属の朝礼時等において出席者全員による「安全運転五則」の唱和を実施することにより交通安全意識の高揚を図っているほか、運転中におけるヒヤリハット体験ならびにこの経験を教訓として実践している事故防止方策を職員に発表させ、所属職員の日常運転に活かすなど事故の未然防止に努めている。
- (5) 職員の体調等を把握することを目的とした「セーフティチェック表」を毎朝提出させて健康状態を確実に チェックし、体調不良者の発見とその者に対する公用車運転の禁止等の措置を講じるなど事故の未然防止に 努めている。

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日 平成26年9月5日

監査の意見

(1) 東京事務所の機能強化について (東京事務所) 本県においては、新生美術館の開館や国体開催を控え、首都圏における情報発信力の強化や存在感の 発揮が求められている。

現在、多くの自治体において、6年後の東京オリンピック・パラリンピック開催も見据え、人・モノ・ 情報が集中する首都圏におけるブランド発信や国内外の観光誘客のため、東京でのアンテナショップを 一等地に移転したり、イベントスペースやレストランを併設するなど自治体間の魅力発信競争が激しく なっている。

このため、東京事務所において、首都圏における本県の前線基地としてのミッションを今一度明確に し、国政関係者やマスコミ、滋賀県ゆかりの人脈などの活用により、中央省庁の政策や経済界の動向等 の情報収集と、例えば「ゆめぷらざ滋賀」と連携するなどして積極的な情報発信を行うなど、戦略的に 動く東京事務所となるようその機能強化について関係機関とも協議し検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(東京事務所)

政策動向等に関する情報の収集および本庁の政策立案の支援については、職員が常にアンテナを高くし広く 情報を捕捉し、他よりも俊敏に動くことで省庁等とのより太いパイプを構築していけるよう日々活動している ところである。

国では、新たに地方創生、オリンピック・パラリンピック、日本遺産など、滋賀県にとっても重点となる事 業を展開しており、当事務所においてもしっかりと対応できるよう、マネジメント機能を強化するため、組織 体制を含め関係課と協議を進めているところである。

首都圏における滋賀県のブランドイメージ向上に向けた情報発信については、本年度、県内に工場を有する 企業と東京オフィスでの物産展や公共イベントスペースを使用しての滋賀のPRなど協働で開催している。ま た、新たに首都圏で働く滋賀出身の若手の方との意見交換の場を設け、「ふるさと滋賀」について語る場、交 流の場を設けるよう検討を進めている。

今後は首都圏における近江商人・滋賀ゆかりの企業との繋がり、首都圏で働く滋賀県出身・ゆかりの方との 繋がりをさらに深め、魅力の発信も含め、今後ふるさと滋賀の強力な応援団になっていただけるよう働きかけ ていくこととしている。

限られた予算・人的資源の中、職員全員が改めて東京事務所の役割を自覚するとともに、関係課と連携しつ つ一層効果的な情報発信に努めていきたい。

監査結果報告年月日 平成26年11月25日

(1) 太陽光発電状況の公表について(総務部総務課)

地球温暖化問題に対応する低炭素社会の実現に向けた取組として、県の機関においては、平成7年の県立 大学をはじめとして、これまで主に庁舎等の屋上など41か所で太陽光発電システムが設置されている。

しかし、現在各々の太陽光発電システムによる発電量や売電状況などの情報が発信されていない状況にあ り、設置効果のアカウンタビリティや太陽光発電の普及啓発の観点からも、まずは、本庁舎を管理している 総務課から実績などをホームページなどで公表するよう取り組まれたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総務部総務課)

本庁舎の太陽光発電システムは、平成15年度に新設し、平成22年度に増設を行い、これまで発電した電力は 本庁舎の空調機器、機械動力およびエレベータに使用してきたところである。

本庁舎における太陽光発電の設置効果のアカウンタビリティや普及啓発の観点等から、平成27年1月27日に 総務課ホームページにて発電実績等の公表を行った。

今後も定期的にホームページを更新し、本庁舎の発電実績等を周知していきたい。

監査結果報告年月日 | 平成26年11月25日

(2) 各種監視員等の情報と地方機関の連携について(琵琶湖環境部環境政策課、循環社会推進課、森林政策課、 森林保全課、土木交通部監理課、砂防課、流域政策局)

本県では、河川や山林などを監視・パトロールするために、正規職員以外に非常勤嘱託の各種監視員等を 配置している。こうした監視員等は、各々所属する土木事務所、環境事務所、森林整備事務所等を拠点に活 動しており、重なる現場もあるものと考えられ、横の連携を図る必要もあると思われる。現に、一部の土木 事務所においては、砂防指定地見張員と河川管理パートナー間で、合同会議を開催し、巡視結果報告や情報 交換により現場の状況や対応などの情報の共有が図られている。

各種監視員等が活動の際に得た情報の中には、県として共有することで、速やかな対応が可能となるものも少なくないと考えられ、各種監視員等が監視業務の際、現場で得た情報の活用について関係事務所間での連携が速やかに行われるよう、本庁関係課において検討をされたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(琵琶湖環境部環境政策課、循環社会推進課、森林政策課、森林保全課)

各地方機関に配置されている各種監視員の配置状況およびそれぞれが監視する内容について、関係地方機関において情報共有できるようにした。

また、各種監視員等が活動の中で得た情報は速やかに関係地方機関で情報共有できるよう連携をとるとともに、必要に応じて、新たに各地域に設置した「地域調整監」が招集する「連絡調整会議」において情報交換するなど、関係地方機関が一体となって迅速かつ的確に業務を遂行できるよう仕組みを整えることとした。

(土木交通部監理課、砂防課、流域政策局)

各地方機関に配置されている各種監視員の配置状況およびそれぞれが監視する内容について、関係地方機関において情報共有できるようにした。

また、各種監視員等が活動の中で得た情報は速やかに関係地方機関で情報共有できるよう連携をとるとともに、必要に応じて、新たに各地域に設置した「地域調整監」が招集する「連絡調整会議」において情報交換するなど、関係地方機関が一体となって迅速かつ的確に業務を遂行できるよう仕組みを整えることとした。

さらに、各地域ごとの連携の取組や情報を共有するため、「地域調整監」間の情報共有を図り、相互の連携を強化することとした。

監査結果報告年月日 平成26年11月25日

監査の意見

(3) 森林組合に対する経営指導について (琵琶湖環境部森林政策課)

戦後造林された本県のスギ、ヒノキの人工林資源の多くは利用可能な状態に達しており、今後の森林保全や地域の産業振興など様々な視点からその利用が課題となっているが、経営環境の厳しさなどにより森林組合の木材生産体制が十分に整っていないことから、県産材の生産量は依然として低い水準で推移している。そこで県は、これまでに林業労働力対策や施設整備などの森林組合の経営基盤の強化を推進するとともに、路網の整備、高性能林業機械の導入などの木材生産のための支援を行ってきた。こうした中、来年度からは、県造林公社の伐採が本格的に始まる予定であり、森林組合が真に地域における木材生産や森林経営の中核的な担い手として事業展開ができるよう、体制の整備に向けた経営指導に一層努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(琵琶湖環境部森林政策課)

本県の森林組合は、琵琶湖の水源森林を守る中核的な担い手として期待されているが、経営基盤の脆弱さが 顕在化しており、平成25年度決算では、単年度収支が赤字となる森林組合が半数となる等経営状況が悪化す る傾向にある。

森林組合では、不採算事業の見直し、事業管理費の削減等経営改革に取り組んでいるが、収益性の改善に向けて森林組合が第一に取り組むべきことは、集約化施業の推進等による県産木材の生産拡大であり、組合員への説明や、作業道の作設、機械化の推進等に積極的に取り組む必要がある。そのためには、人材の育成が喫緊の課題であるため、県では森林組合等の施業プランナーや、作業道作設オペレーターの育成、さらには組合役職員への研修等様々な機会を通じて人材の育成に努めている。

また、森林組合の自立経営に向けては、経営管理やリスク管理が適正に機能するよう、各森林整備事務所と連携し、常例検査を通じた森林組合指導や普及指導員による経営指導を行っているが、他府県の先進的な取組等情報収集を実施し、引き続き積極的・計画的に経営指導を行い、森林組合の体制整備や体質改善が進むよう取り組んでいきたい。

監査結果報告年月日 | 平成26年11月25日

監査の意見

(4) 若年層の献血率向上について (健康医療福祉部薬務感染症対策課)

平成25年度の本県の献血者数は47,297人で前年度に比べ1.2%増加したものの、全国的に献血率を世代別

で見ると、60代の21位を除き、10代から50代までの各年齢層とも下位グループに位置している。

今後の少子・高齢化の進展による献血可能人口の減少および輸血医療の増加を考えると、将来にわたって 血液製剤が安定的に供給されるために、若年層に対して献血への理解や献血気運の醸成を図ることがとりわ け重要となっている。

そこで、若年層に対して単なるPRや呼びかけに止まらず、献血教育の充実を図ったり、各学校(高校、 大学、各種学校)への献血車の配車を増やすなど、より具体的で積極的な取組に努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(健康医療福祉部薬務感染症対策課)

若年層献血の推進については、平成26年度の健康医療福祉部の組織目標に掲げ、滋賀県赤十字血液センター と協力し事業の推進に努めており、県内の若年層(16歳から29歳)の献血者数の構成比は、平成24年度の20.2% (全国:24.6%)に対し、平成25年度は22.2%(全国:24.2%)であり、全国的に減少する中、増加している。 平成25年2月に草津駅前に駅前としては県内初となるびわ湖草津献血ルームが新設され、若い方により身近 に献血に協力いただけるようになったことに加えて、平成26年7月に研修施設を充実させた滋賀県赤十字血液 センター(草津市)がリニューアルオープンし、県としては、これらの資源を最大限活用しさらなる啓発に努 めることとしている。

また、滋賀県赤十字血液センターと共に高等学校を訪問し、学校献血についての理解と協力をお願いしたと ころである。

今後とも、県民の皆様方のご理解とご協力をいただきながら、滋賀県赤十字血液センターをはじめ、市町、 関係機関と連携を図り、事業の推進に努めていきたい。

監査結果報告年月日 | 平成26年11月25日

(5) 生活衛生・食品衛生営業に対する指導について(健康医療福祉部生活衛生課)

理容美容やクリーニングなどの生活衛生関係営業および飲食店、食品製造業などが衛生的で、かつ適切に 運営されるよう、県では衛生面の監視指導を実施している。しかしながら、対象となる業種と営業施設の数 が多いため、全てでなく一部の重点監視業種に対して実施している。重点監視業種以外については、店舗開 設時や許可更新時など必要最小限の場合の衛生点検に限られ、業界・営業者による自主点検などにより補完 されている状況にある。

そこで、県において検査体制の強化を図るとともに、関係業界の自主点検などの方法や結果に対する指導 を充実され、併せて、組合員の高齢化や加入者の減少等の状況にある生活衛生・食品衛生団体の活性化への 支援や、未加入の営業者に対して、日常の衛生が保たれているかどうかを確認する方法についても検討され

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(健康医療福祉部生活衛生課)

県における検査体制の強化については、現有の環境衛生監視員・食品衛生監視員に対し、国や近畿ブロック による各種研修の受講・伝達をはじめ、県においても、適宜、研修・訓練を組み入れて専門的技術・知見のレ ベルアップを図り、監視員の人員増についても要望していく。

次に、関係業界の自主点検等の方法・結果に対する指導の充実については、本来「自主」であるものが、や やもすると消極的な仕事となることがあるため、必要に応じて、事業者による自主衛生管理の重要性について 啓発していく。

次に、生活衛生・食品衛生団体の活性化への支援については、組合事業による後継者育成のための若年層へ の働きかけや、各組合の特長を活かしたコラボレーションによる活性化事業の実施など、より効果的な事業展 開について支援していくこととしている。

最後に、未加入営業者に対する日常の衛生確保の確認方法の検討については、自主衛生管理マニュアルの作 成を通じて、健康被害等発生時における保健所への報告義務を徹底させるなど、各業界におけるマニュアル導 入の促進を順次広げていくことで対応を図る。

監査結果報告年月日 平成26年11月25日

(6) 食のブランドの発信強化について (農政水産部食のブランド推進課)

滋賀の食材の地域ブランド力を高めて、消費の拡大を図るために、近江米や近江牛、湖魚、近江の茶など 滋賀を代表する食材の生産者団体等が連携して販路開拓活動に取り組まれ、県においても支援を行ってきて いるが、さらに、地域ブランド力を高めるためには、県外への発信を一層強化する必要がある。

現在、首都圏では多くの自治体が6年後の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、東京でのアンテ ナショップを充実するなどして、地域ブランドの発信強化に努めているが、本県においても、例えば、「ゆ めぷらざ滋賀」との連携による滋賀の食材の発信などについて積極的に検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(農政水産部食のブランド推進課)

滋賀の食材の地域ブランド力を高め、販路拡大を図るための滋賀の食材の県外PRについては、これまで京 阪神地域を中心に行ってきた。

近年、6次産業化の進展による農産物加工品や湖魚など東京をターゲットとした品目が出始めていることも あり、総合政策部を中心に検討している首都圏拠点整備と合わせ、今後は東京に向けた発信も行いたいと考え ている。

具体的には、東京の飲食店と提携し、滋賀の食材を使った特別メニューを一定期間提供してもらうインスト アプロモーションをはじめ、東京で開催される展示商談会にも進出し、消費者や食品事業者に向けたPRを検 討している。

新たな首都圏拠点が整備されるまでの間は、東京で開催される食材イベントにおいて「ゆめぷらざ滋賀」と も連携を図りながら、滋賀の食材の魅力を広く発信していきたい。

監査結果報告年月日 平成26年11月25日

(7) 学力、体力の向上策について(教育委員会事務局学校教育課、スポーツ健康課)

平成26年4月に実施された全国学力・学習状況調査結果によると、本県小学6年生および中学3年生の平 均正答率はすべての教科で全国平均を下回っており、児童生徒の学習・生活習慣の状況でも、本県の子ども たちは、1日1時間以上のテレビやビデオ・DVDを観たり聞いたりしている割合が全国より高いのに対し て、家や図書館での学習時間や読書時間が短いという結果であった。また、平成25年度に実施された全国体 力・運動能力、運動習慣等調査の結果は、小学5年生においては過去5年間で最高値であったものの、全国 平均値を下回る結果となっている。

このような結果を真摯に受け止め、分析結果を踏まえた具体的で、効果的な目標を設定するなどし、学力・ 体力の向上を図りつつ、滋賀の子どもたちのたくましく生きる力が育まれるよう取組の充実を図られたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(教育委員会事務局学校教育課)

全国学力・学習状況調査の結果からみると、本県の児童生徒の学力や学習の状況は、小学校、中学校ともに、 基礎的・基本的な知識・技能を身に付けさせることや問題を読み解く力や書く力などの言語力の育成、学習の 基本となる学びの姿勢や態度が十分に身に付いていないことが課題である。

また、調査結果を十分に分析し、児童生徒のつまずきの原因や学習状況の改善すべき点を教職員が理解し、 共有してこなかったことなども課題であることがわかった。

これらの課題を解決するために、各学校においては、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図り、思考力・ 判断力・表現力を高める言語活動の充実について、引き続きていねいに取り組んでいる。

また、教育委員会内の関係課で「学力向上プロジェクトチーム」を編成し、調査結果の更なる分析、児童生 徒の学習や生活の状況把握を踏まえた学力向上策の検討を行い、校長会や学力向上フォーラム、総合教育セン ターでの研修などにより、学力向上に向けた手立てを発信してきた。

更に、市町教育委員会と連携して、指導主事による学校訪問も積極的に行っている。各学校において、結果 分析と課題の共有を確実に行い具体的な授業改善に努めるとともに、教員の指導力向上を目指し研修や研究に 取り組む機会を見直すよう、指導・助言に努めている。

来年度からは、全ての子どもの能力を最大限に引き出し、互いに尊重し、力を合わせ、ともに教え合う中で、 また、社会や自然の中で学ぶことで、真に生きた力を育むため、就学前からの子どもの育ちを支える環境をつ くるとともに、「学ぶ力」の向上に向けた目標と施策の方向性を示す4年間の中長期計画「学ぶ力向上 滋賀 プラン」を平成27年3月に策定し、これをもとにした「生活の中で学ぶ力をつけるプラン」「繰り返し努力し たことを認め能力や可能性を引き出すプラン」などの6つのプランにより、子どもたちの夢と生きる力を育む よう計画している。

(スポーツ健康課)

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果からみると、本県の小学5年生の体力合計点が全国平均値を下 回っている。その要因としては、平日の運動時間が少ないこと、運動部やスポーツクラブへの所属率が低いこ となどが考えられ、運動機会の充実を図ることが課題である。

これらの課題を解決するためには、全国平均を超えることを目標に、子どもの体力向上支援プログラムの活 用促進や各学校における体力向上プランの作成等「子どもを運動(遊び)好きにするための取組」に加え、朝 や業間、放課後等を利用し、全校児童を対象とした「10分間運動」を拠点校18校で実施し、運動習慣の確立に 努めている。

今後は、「学ぶ力向上 滋賀プラン」の中で学力と体力も一体的に取り組み、体力については、幼児期から 系統的に運動機会の充実と体力向上のための授業改善を進めていくことを計画している。

16	平成 27 年(2015 年)3 月 13 日	滋	賀	県	公	報	号外(2)	